

# 一般財団法人静岡市国際交流協会 評議員会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般財団法人静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定め、それにより評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 会長、理事長及び専務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、評議員会に出席し、必要があるときは意見を述べるものとする。
- 4 この法人の職員は、理事、監事を補助するため、評議員会に出席することができる。

## 第2章 評議員会の種類及び招集

### (評議員会の種類・開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には随時開催する。
- 4 前項にかかわらず、会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

### (招集権者)

第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事長が招集する。

### (招集の手続)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的事項（以下「議題」という。）
- (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
  - イ 役員等の選任
  - ロ 役員等の報酬等
  - ハ 事業の全部の譲渡
  - ニ 定款の変更
  - ホ 合併

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 180 条第 2 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

（招集の通知）

第 6 条 評議員会を招集するには、前条第 2 項の場合を除き、会長は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前 2 項の通知には、第 5 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

（欠席）

第 7 条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

### 第 3 章 評議員会の議事

（議長）

第 8 条 評議員会の議長となる者は、定款第 13 条の規定により、出席した評議員の中から互選で選ばれた者がこれに当たる。

（定足数）

第 9 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

（議題の付議の宣言）

第 10 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め、召集通知に示された順序に従い、議題を付議する。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

（決議の方法）

第 11 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 前項にかかわらず、次に関わる決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（1）定款の変更

- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 合併
- (7) その他法令で定められた事項

4 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第12条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第13条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

第14条 理事は、一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(欠席者に対する通知)

第16条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写しおよび資料を配布し、もしくは電磁的記録をもって議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

## 第4章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第 18 条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。